

企業会計基準委員会 御中

「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」に対するコメント

平成 17 年 2 月 28 日

公認会計士 佐藤 真良

この度公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(以下、「基準(案)」という。)に対するコメントを以下のとおり申し上げます。

1. スtock・オプション等の測定に係る原則的基準について

基準(案)では、企業が従業員等の追加的サービスの提供を期待してストック・オプションを付与する行為を等価交換取引と考え、ストック・オプションの費用計上にあたり、その金額決定の基礎を付与されたストック・オプションの公正な評価額に置いています(第5項)。すなわち、権利として付与される持分金融商品等金額により取引金額を決定することとし、直接的な費用測定である従業員等の追加的サービスのコストの見積りによっていません。

一方、財貨・サービスの対価としての自社株式オプション付与ないし自社株式交付取引については、ストック・オプションに関する会計処理と整合的な取扱いが求められるとしながらも、自社株式オプションないし自社株式の公正な評価額もしくは取得した財貨・サービスの公正な評価額のうち、いずれかより信頼性をもって測定できる方で財貨・サービス取得価額を算定するとしています(第13項、第14項、第21項、第22項)。つまり、持分金融商品等金額とサービス等金額とのいずれかより信頼性をもって測定できる方で算定するとしています

このように基準(案)において測定の原則がそれぞれである理由として、「取得するものが従業員等から提供される追加的なサービスである場合には、信頼性をもって測定することができないため、その価値を付与されたストック・オプションの価値で算定する」(第45項)ことがあげられます。すると、ストック・オプションについても、従業員等の追加的サービスがより信頼性をもって測定できる場合がありえるとしたら、それによるべきことになるのでしょうか？

このような基準(案)の説明では、基準(案)がストック・オプション等の金額測定にあたり、サービス等金額と持分金融商品等金額のどちらをより本質的・原理的な測定基準としているのか不明です。等価交換だからいずれか信頼性をもって測定できる方によればよ

いとする考え方は一種の便宜基準です。

したがって、サービス等金額と持分金融商品等金額のどちらかを一義的に選択し、ストック・オプション取引および財貨・サービス対価自社株式オプション付与ないし自社株式交付取引の全体を貫く原理・原則基準として決定すべきだと考えます。そのうえで、取引の相手方や取引の形態により測定の信頼性の制約から原理・原則基準によるのが適切でない場合に、他方の基準を（代理的に）適用するという構成にすべきだと考えます。

2. スtock・オプションの評価単価決定の基準日について

基準（案）では、ストック・オプションの評価単価は付与日現在で算定し、その後は見直さないとしています（第7項(1)）。その論拠として、ストック・オプションの付与は、付与された利益に対する期待価値をサービスの対価とするものであり、当該ストック・オプションとサービスとは、付与時点において等価で交換されていると言及しています。すなわち、企業と従業員等との間にいわば条件付の契約が締結されており、企業の経済合理性を前提とすれば、契約の成立の時点で企業が期待するサービスとストック・オプションは等価に交換されていることをあげています（第40項、第41項、第45項、第46項など）。

しかし、従業員等の追加サービスに対してオプションを付与するのであれば、そのサービスは対象勤務期間にわたって提供されるものであり、その対価金額は、従業員にとっても企業にとっても勤務の最終日すなわち権利確定日に決定されるともいえます。そして、新株予約権を権利行使または失効まで負債と資本の中間項目として計上するという会計処理のもとでは、当該中間項目については、再測定が行われるのが当然と考えられます。基準（案）においてもストック・オプション数量については、権利確定数を費用測定の基礎としています（第8項(3)）。もともと従業員等は権利確定をめざして対象勤務期間にサービスを提供し、確定日に確たる権利を得ます。権利確定日現在の株価は、このような従業員の追加的サービス努力が反映されたものとみることもできましょう。したがって、従業員等サービスの価値については、オプション数量のみならず価格（評価単価）についても、対象勤務期間のエンド時点（権利確定日）のものを基礎として算定するのが合理的ともいえます。

この点につき、基準（案）では、対象勤務期間のスタート時点（付与日）を当然の前提のように評価単価決定の基準日にしてはいますが、その論拠についてさらなる説明が必要ではないでしょうか（付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しない（第46項）ということは、なぜ付与日を基準日とするかの根拠にはなりません）。

3. 費用認識の相手勘定について

基準（案）によれば、ストック・オプションの評価単価は付与日に決定され、数量は権利確定日に確定され、結局、費用金額は権利確定日に確定します。このことは、その時点で、もはや再測定されたり取消されたりすることのない費用が計上されたということです。従

業員等のサービスが提供され、それを対価として出資に類似する行為が行われたと考えられます。

基準(案)の処理によれば、権利確定後にオプションの権利が行使されれば、新株予約権が資本に振り替えられ、行使されず失効すれば利益に振り替えられます。権利行使の有無が会計処理の別れ目になります。

しかしながら、従業員等のサービス提供はすでに行われた事実であり、それは権利確定日にすでに確定しています。その事実を認識するためにサービス費消の対価を費用として計上したのであるから、従業員が株主になるための権利行使をしないからその認識費用が利益に戻入れられて、事後的に利益が回復し資本項目になるというのはいかなるものでしょうか。

従業員等からサービスを受取り、ストック・オプションの権利確定日に確定した費用はもはや取消されることのない費用なので、将来の権利行使のいかんにかかわらず、権利確定日の翌日に資本となるものではないでしょうか。したがって、ストック・オプションの費用認識については、上記 2.で述べたように、評価単価は権利確定日に決定され、費用の相手項目は権利確定日の翌日に資本に計上されるべきだと考えます。

なお、権利確定以前に費用の相手方を資本に計上して、権利不確定による失効について資本の額の再測定を行うという考え方については不確定なものを資本として計上するので賛成できません。したがって、権利確定日までは中間項目によることを支持します。ただし、中間項目として処理されるのは権利確定日までであり、その翌日から資本に計上されるべきだと考えます。

以 上